

平成22年度の税制改正

1 個人住民税に住宅ローン特別控除が創設されました

平成21年から25年までに入居した人で、所得税の住宅ローン控除適用者は、次のいずれか小さい額を町県民税から控除できます。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額などの額に100分の5を乗じて得た額（97,500円限度）

申告方法

● 確定申告をする人は、住所地の税務署へ確定申告と併せて申告してください。

● 年末調整で住宅ローン控除を申請し、確定申告をされない人は、役場への申告は不要です。

※平成11年から平成18年までの入居者も、申告方法は同様です。

※平成19年から平成20年までの入居者は、控除率と控除期間（最長15年）による特例措置がありますので、住民税の住宅ローン控除については対象外です。

2 金融証券税制が変わります

① 上場株式等に係る損益通算の特例の創設

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税が選択できるようになります。申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算を行なうことが可能となります。

② 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率を、平成20年12月31日で本則税率（町県民税5%）に戻すことになっていましたが、平成23年12月31日まで軽減税率（町県民税3%）を延長することになりました。

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

「日本年金機構」が来年1月1日からスタート!

皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、来年1月1日から「日本年金機構」として生まれ変わります。

① お近くにある現在の社会保険事務所は、「年金事務所」と名称が変わりますが、所在地に変更はありません。また、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

② 日本年金機構の設立に伴い、皆さんに何らかの手続をしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。

③ 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営には国が引き続き責任を持つため、これまでと変わりません。

問 松山西社会保険事務所

☎ 925-5175

☎ 925-5110

☎ 985-4106

☎ 985-4106

